議案第３２号資料

鶴ヶ島市税条例新旧対照表

改　正　後	現　　行
（種別割の税率） 第８２条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア　総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。）　年額　２，０００円 イ　２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの　年額　２，０００円 ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円 エ　２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が０．８キロワットを超えるもの　年額　２，４００円 オ　略 (2)～(3) 略 （種別割の減免） 第８９条　略 ２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力（第８２条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力） (6)～(8) 略 ３　略 （身体障害者等に対する種別割の減免）	（種別割の税率） 第８２条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア　総排気量が０．０５リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）　年額　２，０００円 イ　２輪のもので、総排気量が０．０５リットルを超え、０．０９リットル以下のもの又は定格出力が０．６キロワットを超え、０．８キロワット以下のもの　年額　２，０００円 ウ　２輪のもので、総排気量が０．０９リットルを超えるもの又は定格出力が０．８キロワットを超えるもの　年額　２，４００円 エ　略 (2)～(3) 略 （種別割の減免） 第８９条　略 ２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) 略 ３　略 （身体障害者等に対する種別割の減免）

第９０条　略	第９０条　略
２　前項第１号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。	２　前項第１号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
(5)　運転免許証又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件	(5)　運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件
(6)　略	(6)　略
３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するた	

めに必要な措置を受けなければならない。	
４　略	３　略
５　略	４　略
附　則	附　則
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第１０条の３　略	第１０条の３　略
２～１３　略	２～１３　略
１４　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。	
１５　略	１４　略
１６　略	１５　略